

平成27年8月24日

答申第570号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「6か月以上受信料を滞納している契約者に対してNHKが延滞利息を請求していない理由」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年7月 1日（第220回審議委員会）第577号諮問、審議
8月24日（第222回審議委員会）審議、答申